第

1315

READAS

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(1999年) 平成11年 5月18日 火曜日

号

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

## ○ 定率法から定額法へ変更した場合の残存耐用年数

Q:当社ではこの度、建物の償却方法を、 税務署長の承認を受けて定率法から定額法へ 変更することとなりました。

ところで、変更後の償却限度額を計算する 際、注意することがあれば教えてください。

A: 建物の法定耐用年数が短縮されていますので、残存耐用年数を計算する際は、短縮後の耐用年数を用いてください。

## 【解説】

減価償却資産の償却方法を定率法から定額 法に変更した場合には、「法定耐用年数 - 経 過年数」により求めた残存耐用年数を用いて 変更後の償却限度額を計算する「残存耐用年 数方式」の採用が認められています。

残存耐用年数を算出するには、まず、「経 過年数」を求めることになりますが、これは、 単純に資産の取得から償却方法の変更までの 年数ではありません。

この経過年数は、変更事業年度開始の日に おける帳簿価額を実際の取得価額で除して得 た割合を、定率法未償却残高表に当てはめて 求めます。この表には耐用年数欄があります が、この耐用年数は短縮後の新耐用年数を使 って、経過年数を算出することになります。

また、経過年数の控除先である法定耐用年 数についても、新耐用年数を用いることにな ります。







